

西予市地域内発型産業創出事業費補助金交付要綱

(事業の目的)

第1条 この要綱は、西予市の地域特性をいかした内発型産業の振興を図るため、新規創業又は、新分野への事業展開等を計画する法人、個人、グループに対しその初期投資経費の一部を補助することにより当該事業を支援し、もって地域雇用機会の創出に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、「法人」とは、中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条で規定する中小企業者農地法(昭和27年法律第229号)第2条第7項の規定による農業生産法人及び特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。

(2) この要綱において、「グループ」とは、地域の活性化を目的として組織された任意団体で、役員・構成員の資格、加入・脱退に関する規定及び会計規則等を有するものをいう。

(補助対象事業者)

第3条 この補助事業の対象者は、西予市内に住所又は事業活動の拠点をもつる者で次の各号のいずれかに該当し、市税の滞納がない者(グループの場合はその構成員を含む。)とする。

(1) 法人を設立して開業しようとする個人又はグループ

(2) 新たな分野で事業を開始しようとする法人

(3) 第4条第4項各号に掲げる地域貢献事業を開業しようとする個人、グループ又は法人

(補助対象事業)

第4条 この補助事業の対象は、事業開始日において常用労働者又は短時間労働者を1名以上雇用して行われる次の各号のいずれかに該当する事業とする。

(1) 地域農林水産資源又は自然資源を利活用した製造業

(2) 西予市内で生産された農林水産品又はその加工品の販売を目的とした小売業

(3) 衣服・その他の繊維製品製造業

(4) 市民生活関連分野のサービス事業で地域の課題解決に貢献すると認められる以下事業

ア 個人向け・家庭向けサービス業

イ 社会人向け教育サービス業

ウ 企業・団体向けサービス業

エ 住宅関連サービス

オ 子育てサービス業

カ 高齢者ケアサービス業

キ その他市長が特に認める事業

(補助金)

第5条 市長は、第7条第2項において認定した計画に対し、予算の範囲内で次の補助金を交付することができる。

(1) 創業支援費

事業開始後6ヶ月以内に支払いが完了する以下の初期経費(雇用に係る人件費を除く。)の2分の1以内を100万円を限度に補助する。

- ア 事業用施設の土地・建物の借料
- イ 設備・機械・備品・構築物の制作、購入、借料、改良又は修繕に要する経費
- ウ マーケティング活動に要する経費
- エ 技術・経営指導等のコンサルタントに要する経費
- オ 法人登記に必要な経費
- カ その他創業時に必要な経費

(2) 雇用奨励費

市内に住所を有する65歳に満たない者を雇用したとき、雇用の形態により、事業開始から1年間の期間を限度に以下の雇用奨励金を交付する。

- ア 社会保険加入の常用労働者においては、一人につき月額25,000円
- イ 雇用保険加入の短時間労働者においては、一人につき月額12,500円
- ウ 一定の期間を予定して行われる季節的事業の雇用者で、1ヶ月間の就労日数が15日を越え、かつ、労働時間が月80時間を上回る者においては、一人につき月額10,000円

(事業計画書)

第6条 この要綱により補助を受けようとする者は、事業の開始前に、事業計画書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

- (2) 市長は、特別な理由があると認めるときは、前項の規定にかかわらず事業の開始から6ヶ月以内に限り計画書を受理することができる。

(審査)

第7条 市長は、前条による事業計画書を受理したときは、関係部局で審査会を組織し、書類審査及び申請者の面接審査により計画事業に対する補助の適否を審査する。

- (2) 市長は、補助が適当と認めるときは、申請者に事業計画認定書(様式第2号)を交付するものとする。
- (3) 第1項の審査会は、必要に応じて有識者を出席させることができる。

(事業開始届)

第8条 前条第2項により事業計画認定書の交付を受けた者(以下「認定事業者」という。)は、事業を開始したときはすみやかに、その旨に市長に届出なければならない。

(事業計画の変更届)

第9条 認定事業者は、第6条の事業計画書に変更があったときは、すみやかに市長に事業計画書変更届(様式第3号)を提出しなければならない。ただし、軽微な変更についてはこの限りではない。

- (2) 市長は、前項の変更が第6条の事業計画書における補助対象事業の遂行上に支障がないと認めるときは認定事業者に変更事業計画認定書(様式第4号)を交付するものとする。

(認定の取消)

第10条 市長は、認定事業者が次のいずれかに該当したときは、その認定を取り消すことができる。この場合、既に交付済みの補助金がある場合は、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 事業計画の認定後6ヶ月以内に開業しなかったとき。
- (2) 補助金の交付対象期間内に当該事業を休止又は廃止し、事業の継続が困難と認められるとき。
- (3) 事業計画に重要な変更があったにもかかわらず前条の届出をおこたったとき。

(4) 虚偽その他不正な手段で認定を受けたことが判明したとき。

(補助金の申請)

第 11 条 認定事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、次の各号に定めるところにより、補助金の交付申請をしなければならない。

(2) 創業支援費の交付を受けようとするときは、補助対象となった初期経費の支出完了後、創業支援費補助金交付申請書(様式第 5 号)に別に定める書類を添えて市長に申請しなければならない。

(3) 雇用奨励金の交付を受けようとするときは、補助対象事業を開始した日から 1 年を経過後、雇用奨励費補助金交付申請書(様式第 6 号)に別に定める書類を添えて市長に申請しなければならない。

(4) 前項の規定にかかわらず、第 5 条第 2 項ウに定める者にあつては、当該従業員の雇用期間終了後において雇用奨励費の交付を申請することができる。

(補助金の交付決定)

第 12 条 市長は、前条の申請があつた場合、その内容を審査し、適正と認めるときは、創業支援費補助金交付決定通知書(様式第 7 号)又は、雇用奨励費補助金交付決定通知書(様式第 8 号)で通知するものとする。

(補助金の請求)

第 13 条 前条の通知を受けた認定事業者は、産業創出事業費補助金請求書(様式第 9 号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第 14 条 市長は、前条の請求書を受理したときは、補助金を交付する。

(事業の成果及び決算の報告)

第 15 条 この要綱により補助金の交付を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助年度を含む 3 ヶ年間、毎年度の経営状況を事業経過報告書(様式第 10 号)により市長に報告しなければならない。

(関係書類の保管)

第 16 条 補助事業者は、この要綱による補助金にかかわる関係書類及び会計簿等を補助金の交付年度から起算して 5 ヶ年間保存しなければならない。

付則

(要綱の適用期日)

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。

様式第 1 号 (第 6 条関係)

西予市内発型産業創出事業計画書

年 月 日

西予市長

様

年度において西予市内発型産業創出事業費補助金の交付を受けたいので、事業計画書を提出します。

計画者氏名・グループ・法人名 _____
代表者氏名 _____ 印 _____
住 所 _____
電話番号 _____
連絡担当者氏名 _____

事業名	
事業の開業形態	個人 法人 (グループ 既存法人 分社法人)
開業(事業開始)予定日	年 月 日
計画事業の業種	農林水産資源・自然資源活用の製造業 農林水産物及び加工品小売業 衣服・その他の繊維製品製造業 市民生活関連サービス業 個人向け・家庭向け 社会人向け教育 企業・団体向け 住宅関連 子育てサービス 高齢者ケア その他
事業実施の目的及び開業の動機	【地域資源の現状、市民生活の課題等を記述し、なぜこの事業を開業したいのか簡潔に記載】
事業の計画概要	【商品・提供するサービスの内容や特徴等を簡潔に記載 詳細は別紙】
事業実施のスケジュール	【事業開始から 1 ヵ年の主な実施事業項目、実施時期を記載】
開業準備状況	【開業に向けた施設・設備の確保、技術・ノウハウ取得、原材料の仕入、市場調査等の取組を記載】

事業計画者の概要	個人	生年月日	年 月 日 (歳)
		現 職 業	
		計画事業に関連する 業務経験ノウハウ	
		資 格	
	グループ	設立年月日	年 月 日
		構成員数	人
		主たる活動	
		年間予算	収入 円 (主な財源:) 支出 円 (主な支出事業:)
事業計画者の概要	法人	設立年度	年 月 日
		資 本 金	円
		役 員	
		従業員数	人
		前期売上	円
		前期損益	円
	事業内容		

添付資料

グループ 団体の会則・規約、会計規則等
構成員の名簿、直近の総会資料(活動内容、決算状況がわかるもの)

法 人 直近の決算書

事業計画の概要

事務所・工場所在地等

	所在地	使用用途	面積	使用権原
土地				自己物件・賃貸・その他
建物				自己物件・賃貸・その他

1. 事業の内容	地域の課題、地域資源の活用方法、地域に対する貢献、事業目標等																												
2. 市場における類似商品・サービスの現状と計画事業との比較	類似商品の販売動向（情報）やサービス事業の現状とこの計画事業の比較（特徴、優位性等）																												
3. 商品の販売計画又は顧客の確保対策	商品の販路・販売方法、顧客等を確保するための対策等																												
4. 原材料等の仕入れ方法	調達先、仕入れ予定単価等																												
5. 事業スケジュール	経営を軌道に乗せるまでのアクション計画																												
6. 事業従事者（代表者を除く）	<p>この事業に従事予定の労働力は以下のとおり。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>初年度</th> <th>2年度</th> <th>3年度</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>家族</td> <td>人</td> <td>人</td> <td>人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>構成員[※]</td> <td>人</td> <td>人</td> <td>人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>雇用者</td> <td>人</td> <td>人</td> <td>人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>内[※]</td> <td>(人)</td> <td>(人)</td> <td>(人)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>就労時間・賃金</p>					初年度	2年度	3年度	備考	家族	人	人	人		構成員 [※]	人	人	人		雇用者	人	人	人		内 [※]	(人)	(人)	(人)	
	初年度	2年度	3年度	備考																									
家族	人	人	人																										
構成員 [※]	人	人	人																										
雇用者	人	人	人																										
内 [※]	(人)	(人)	(人)																										

別紙 2

初年度の資金計画

		品名・名称	金額及び積算内訳	補助見込額 (千円)
補助 対 象 経 費	施設改造、機械 器具・備品購入 等			
	施設(土建・建 物)の借料			
	マーケティン グ活動費			
	コンサルタント 経費			
	法人登記費用			
	人件費			
	その他			
	合 計			
補助 対 象 外 経 費				
初年度経費計			千円	

補助対象外経費の欄は、事務所の光熱水費、消耗品の購入費、租税公課等具体的支出項目を記入

資金調達の内訳

自 己 資 金	金 額 (千円)	備 考
補助金		
金融機関からの借入金		
親族・知人等からの借入金		
その他		
合 計		

別紙 3

経営の見通し

		初年度	2年度	3年度
売上高 (A)				
売上原価 (B) (仕入高)				
売上総利益 (A - B)				
経費	人件費			
	施設改造、機械 器具・備品購入			
	土地・建物質料			
	マーケティング 活動費			
	コンサルタント経費			
	法人登記費			
	光熱水費			
	通信費			
	燃料費			
	消耗品費			
	リース料			
	修繕費			
	広告宣伝費			
	支払手数料			
	減価償却費			
	雑費			
	支払利息			
	租税公課			
総 費 計 (C)				
利益 (A - B - C)				

経費の欄は、支出の実態に合わせて修正してください。

様式第 2 号（第 7 条関係）

番 年 月 日
号

住 所
法人又はグループ名
氏 名

様

西予市長

印

事業計画認定書

平成 年 月 日付けで提出された について、
その内容を審査の結果、補助事業の要件を満たすので、西予市地域内発型産業創出事業
費補助金交付要綱第 7 条第 2 項の規定により本認定書を交付します。

注意事項

- 1 . 事業を開始したときはすみやかにその旨の届出書（任意様式）を市長に届け出てください。
- 2 . 創業支援費補助については、補助対象経費の支出完了後、創業支援費交付申請書（様式第 5 号）で補助金の交付申請をしてください。
- 3 . 雇用奨励金補助については、補助事業を開始した日から 1 年を経過した後（季節的労働者については雇用終了後）、雇用奨励交付金申請書（様式第 6 号）で補助金の交付申請をしてください。
- 4 . 以下に該当するときは、この認定を取り消す場合があります。

認定日から 6 ヶ月以内に事業を開始しない場合
補助金の交付対象期間内に計画事業を休止又は廃止し、事業の継続が困難と認められるとき
事業計画に重要な変更があったにもかかわらず、第 9 条の事業計画の変更届をおこたったとき
虚偽その他不正な手段で認定を受けたことが判明したとき

様式第3号(第9条関係)

年 月 日

西予市長

様

住 所
法人又はグループ名
氏 名

印

事業計画変更届

年 月 日付け 第 号で認定のあった
について、一部事業計画の変更がありましたので届け出ます。

1. 変更の理由

2. 変更事項 別添変更事業計画のとおり
(認定済みの事業計画書の該当事項を見え消しにし、上段に朱書き
で変更事項を記載)

様式第4号(第9条関係)

番 号
年 月 日

住 所
法人又はグループ名
氏 名

様

西予市長

印

事業計画認定書(変更後)

平成 年 月 日付けで提出された事業計画変更届 について、その内容を審査の結果、補助対象事業の遂行上支障がないと認めますので、西予市地域内発型産業創出事業費補助金交付要綱第9条第2項の規定により本認定書を交付します。

注意事項

1. 事業を開始したときはすみやかにその旨の届出書(任意様式)を市長に届け出てください。
2. 創業支援補助については、補助対象経費の支出完了後、創業支援費交付申請書(様式第5号)で補助金の交付申請をしてください。
3. 雇用奨励金補助については、補助事業を開始した日から1年を経過した後(季節的雇用者については雇用終了後)、雇用奨励交付金申請書(様式第6号)で補助金の交付申請をしてください。
4. 以下に該当するときは、この認定を取り消す場合があります。

認定日から6ヶ月以内に事業を開始しない場合

補助金の交付対象期間内に計画事業を休止又は廃止し、事業の継続が困難と認められるとき

事業計画に重要な変更があったにもかかわらず、第9条の事業計画の変更届をおこたったとき

虚偽その他不正な手段で認定を受けたことが判明したとき

西予市長

様

住 所
法人又はグループ名
氏 名

印

創業支援費補助金交付申請書

年 月 日付け 第 号で認定を受けた

について、西予市地域内発型産業創出事業創業支援費補助金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1. 補助金の交付申請額 _____ 円
- 2. 補助対象経費支出済額 _____ 円

補助対象経費の内訳		事業計画額(円)	支出済額(円)	備 考
事業用施設の土地・建物の借料				
土地	所在()			
	面積 m ²			
建物	所在()			
	構造			
	床面積 m ²			
設備・機械・備品・構築物等の名称・品名				
購 入				
そ の 他				
マーケティング活動費				
内 容				
技術・経営指導等のコンサルタント経費				
法人登記費用				
その他				
合 計				

- 添付書類
- 1 補助対象経費の支出を証明する領収書写等
 - 2 土地・家屋の位置図及び全景写真
 - 3 設備・機械・備品・構築物等のパンフレット又は写真

年 月 日

西予市長

様

住 所
法人又はグループ名
氏 名

印

雇用奨励費補助金交付申請書

年 月 日付け 第 号で認定を受けた

について、西予市地域内発型産業創出事業雇用奨励費補助金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 . 補助金の交付申請額 _____円
- 2 . 補助対象期間 「 年 月 日 (事業開始日) から
年 月 日まで 」
- 3 . 雇用者の内訳

雇用形態	氏 名	年 齢	保険番号	住 所	雇用開始日	期間終了日又は雇用終了日	対象月数	補助申請額 (円)
社会保険加入					年 月 日	年 月 日		
					年 月 日	年 月 日		
					年 月 日	年 月 日		
					年 月 日	年 月 日		
雇用保険加入					年 月 日	年 月 日		
					年 月 日	年 月 日		
					年 月 日	年 月 日		
					年 月 日	年 月 日		
その他					年 月 日	年 月 日		
					年 月 日	年 月 日		
					年 月 日	年 月 日		
					年 月 日	年 月 日		
合 計								

記載上の注意事項

- 1 . 補助対象期間は、補助事業の開始日から 1 年間以内であること
 - 2 . 対象月数は、雇用期間総日数を 30 日で徐し、小数点以下を切り捨てること
 - 3 . 保険番号は、社会保険加入者にあつては健康保険、雇用保険加入者にあつては雇用保険番号を記載
 - 4 . 補助申請額は、雇用形態が社会保険加入にあつては「対象月数 × 25,000 円」、雇用保険加入にあつては「対象月数 × 12,500 円」、その他にあつては「対象月数 × 10,000 円」
- 添付書類
- 1 社会保険、雇用保険加入を証する書類の写し
 - 2 雇用形態がその他の者については、出勤簿・給与支払証明等
 - 3 雇用状況を明らかにする書類

様式第7号(第12条関係)

西予市指令 産第 号

住所
団体又はグループ名
氏名(団体又はグループは代表者氏名) 様

年 月 日付け(第 号)で申請あった創業支援費補助金交付申請については、西予市地域内発型産業創出事業費補助金交付要綱第12条により、次の条件を付して金 円を交付する。

年 月 日

西予市長 印

条件

1. 虚偽その他不正な手段で交付を受けた場合は、補助金の全部又は一部を返還しなければならない。
2. 本年度及びそれに続く2カ年は、事業経過報告書を提出しなければならない。

様式第 8 号 (第 12 条関係)

西予市指令 産第 号

住所
団体又はグループ名
氏名 (団体又はグループは代表者氏名) 様

年 月 日付け (第 号) で申請あった雇用奨励費補助金交付申請については、西予市地域内発型産業創出事業費補助金交付要綱第 12 条により、次の条件を付して金 円を交付する。

年 月 日

西予市長 印

条件

- 1 . 虚偽その他不正な手段で交付を受けた場合は、補助金の全部又は一部を返還しなければならない。
- 2 . 本年度及びそれに続く 2 ヶ年は、事業経過報告書を提出しなければならない。

様式第9号（第13条関係）

西予市長

様

住所
団体又はグループ名
氏名（団体又はグループは代表者氏名）

印

産業創出事業費補助金請求書

年 月 日付け西予市指令 第 号で補助金交付決定通知のあった
費補助金について下記の通り請求します。

請 求 額 金 円

金融機関名		
支店・出張所名		
口座	種 別	普通 当座
	番 号	
口座名義人		

様式第 10 号 (第 15 条関係)

事業経過報告書

年 月 日

西予市長 様

年度において西予市地域内発型産業創出事業費補助金の交付を受けた
事業について、第 期 (又は 年度) の決算が終了したので、事業の経過を報
告します。

計画者氏名・グループ・法人名
代表者氏名 印
住 所
電話番号
連絡担当者氏名

1 経営状況

科 目	金 額	説 明
売上高		
売上原価(仕入高)		
売上総利益		
経 費		
	経費合計	
利 益		

本表は決算書提出のときは記載不要

2 対象事業従事者内訳(年 月 日現在)

雇用区分	従事者数
役員(うち常勤)	人
正規雇用者	人
パート雇用者	人
季節雇用者	人

3 備考(今後の経営見通し等)